令和３年１２月２８日（火）

報 道 関 係 資 料

１　福岡及び九州・沖縄地域の雇用失業情勢について（令和３年１１月分）

２　求職者支援制度の特例措置が施行されました

３　新型コロナウイルス感染症に関わる福岡の働く人と企業への主な支援の取組み
（令和３年１２月時点）

４　福岡労働局のイベント等予定・トピックス

（１）「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します
（令和４年１月１日スタート）

（２）【対面式】中小企業を対象とした合同会社説明会〈筑後地区〉
（事前予約制）
～令和４年３月大学等卒業予定者等対象～

厚生労働省
福岡労働局

Press Release

報道関係者　各位

令和３年 12 月 28 日
【照会先】職業安定部 職業安定課
課　長　　伊藤　欣文
地方労働市場情報官　木田　雄一
（直通電話）092（434）9801

雇用失業情勢（令和３年 11 月分）について

概　要

■　**現下の雇用失業情勢は、求人の改善傾向は続いているものの、一部に厳しさも見られ、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注視する必要がある。**

- **有効求人倍率（受理地別・季節調整値）は１．０８倍で、前月を０．０１ポイント上回った。**
  有効求人数（季節調整値）は前月に比べ１．７％増加した。
  有効求職者数（季節調整値）は前月に比べ０．９％増加した。
- **新規求人倍率（受理地別・季節調整値）は２．０４倍で、前月を０．０６ポイント上回った。**
  新規求人数（季節調整値）は前月に比べ３．２％増加した。
  新規求職者数（季節調整値）は前月に比べ０．４％増加した。
- **新規求人数（原数値）は対前年同月比１４．８％増と、９か月連続で増加した。**
- **新規求職者数（原数値）は対前年同月比９．０％増と、２か月ぶりに増加した。**

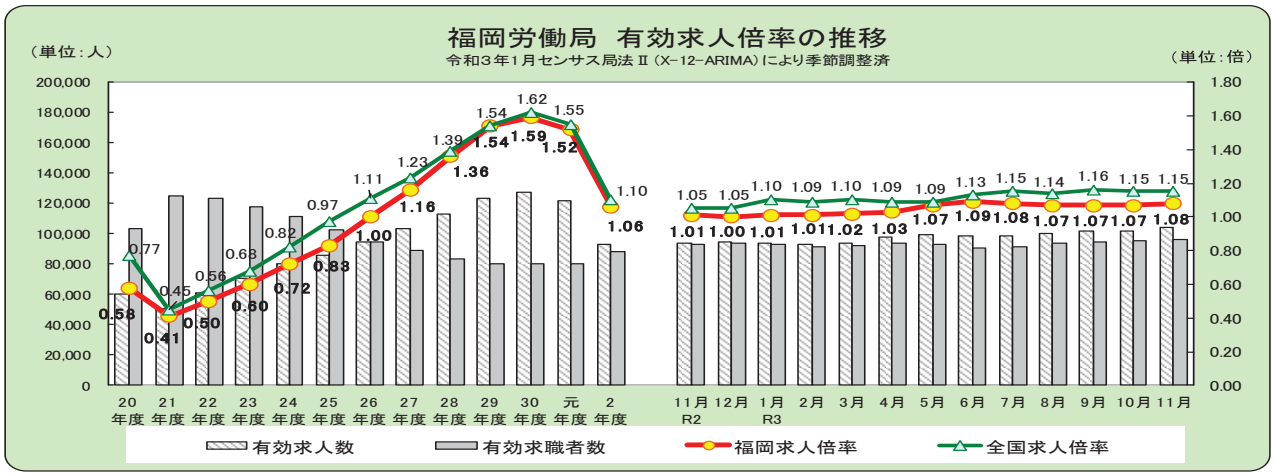

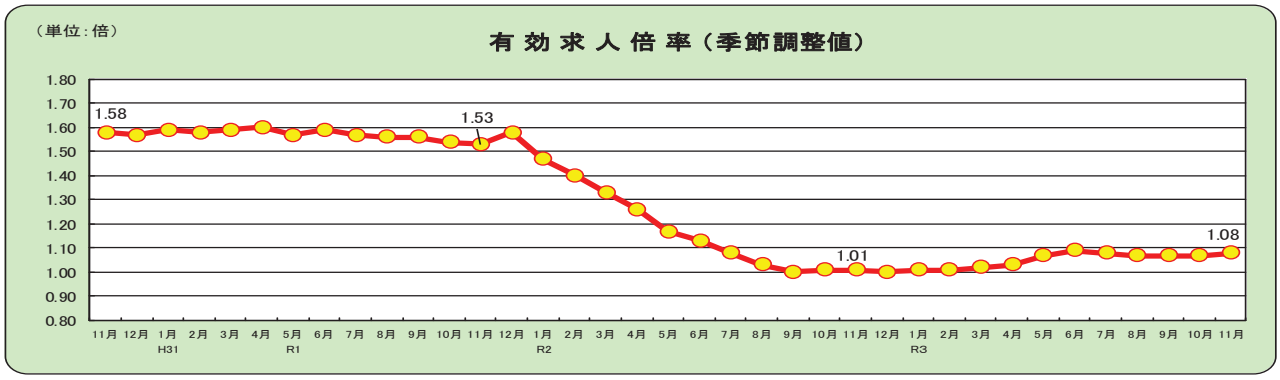

有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年度	1.03	1.07	1.09	1.08	1.07	1.07	1.07	1.08				
2年度	1.26	1.17	1.13	1.08	1.03	1.00	1.01	1.01	1.00	1.01	1.01	1.02
元年度	1.60	1.57	1.59	1.57	1.56	1.56	1.54	1.53	1.58	1.47	1.40	1.33

1.数値は季節調整値である。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改定されている。
2.新規学卒を除き、パートタイムを含む。

注）本公表資料おける有効求人倍率、新規求人倍率、有効求人数及び新規求人数は、本局管内のハローワークが受理した求人数（受理地別求人数）により算出したものである。
注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和３年９月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

１　新規求人数の動向（原数値）【表１、表２、表６】

○　新規求人数は３５，８２０人で、対前年同月比１４．８％増と９か月連続で前年同月を上回った。

○　産業別（対前年同月比）にみると、増加した業種は、建設業が１１か月連続、製造業が１０か月連続、医療・福祉、サービス業（他に分類されないもの）が９か月連続、宿泊・飲食サービス業が６か月連続、運輸業・郵便業が３か月連続、不動産業・物品賃貸業が２か月連続、生活関連サービス業・娯楽業、情報通信業、金融業・保険業が３か月ぶり、卸売業・小売業が２か月ぶりの増加。
　減少した業種は、学術研究・専門・技術サービス業で３か月連続の減少となった。

○　事業所規模別（前年同月比）にみると、１，０００人以上の事業所規模において減少した。
（P６）

産業別新規求人数（対前年同月比）

○　建設業	（　1.5　％）	○　製造業	（　45.6　％）
○　情報通信業	（　12.5　％）	○　運輸業、郵便業	（　4.4　％）
○　卸売業、小売業	（　5.5　％）	○　金融業、保険業	（　60.2　％）
○　不動産業、物品賃貸業	（　20.8　％）	○　学術研究、専門技術サービス業	（　▲ 3.8　％）
○　宿泊業、飲食サービス業	（　19.2　％）	○　生活関連サービス業、娯楽業	（　30.7　％）
○　医療、福祉	（　18.5　％）	○　サービス業（他に分類されないもの）	（　18.3　％）

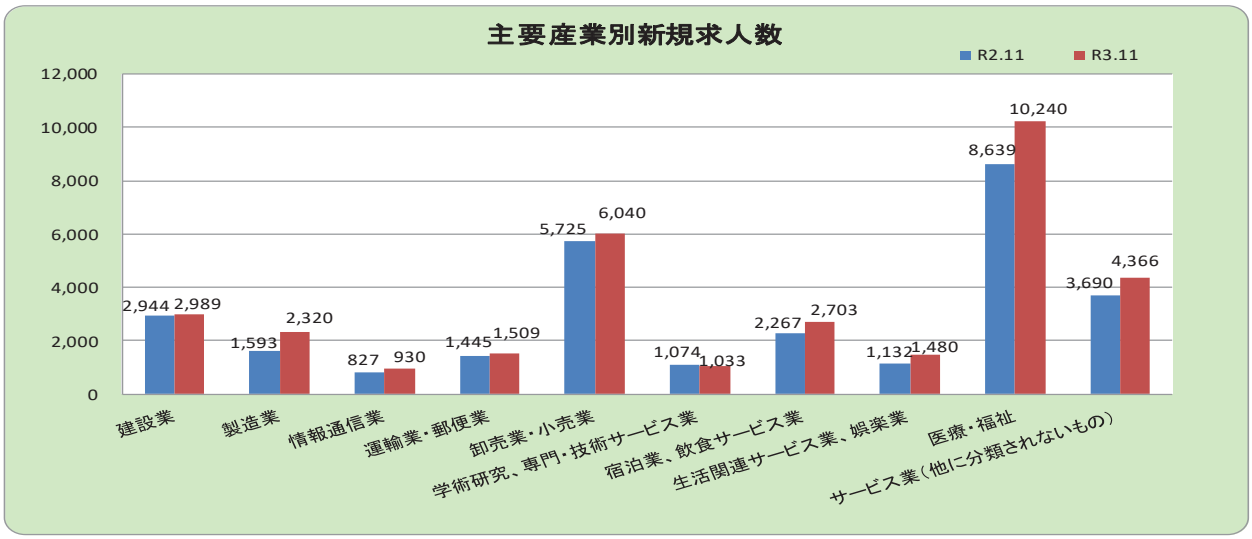

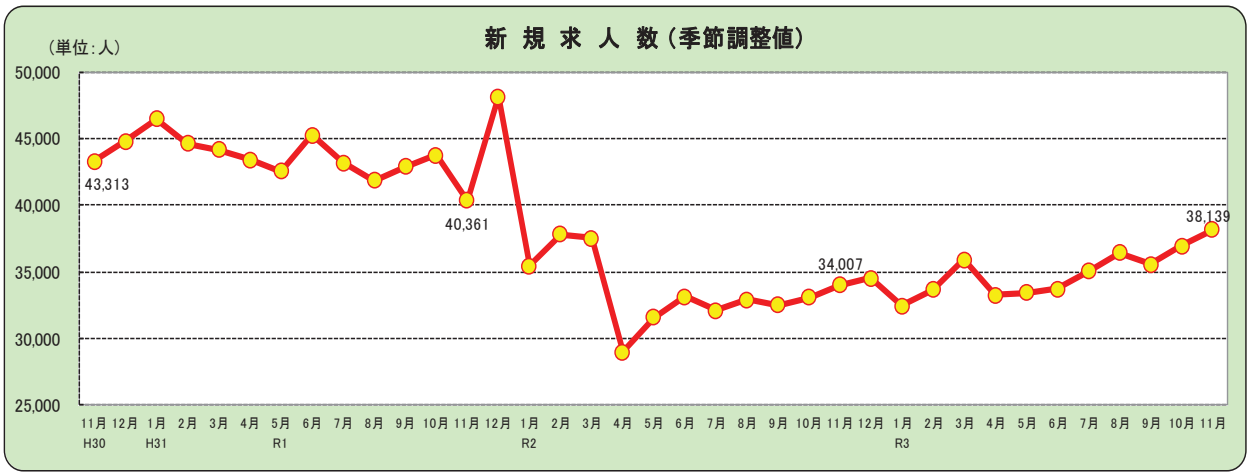

≪参考≫■新規求人数（季節調整値）の推移

新規求人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年度	33,242	33,407	33,687	35,056	36,405	35,582	36,940	38,139				
2年度	28,964	31,548	33,116	32,113	32,888	32,522	33,056	34,007	34,514	32,414	33,649	35,891
元年度	43,403	42,573	45,276	43,207	41,853	42,907	43,784	40,361	48,172	35,467	37,837	37,524

※新規学卒を除き、パートタイムを含む。 ※季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12－ARIMA）。令和2年12月以前の数値は令和3年1月分公表時に新季節指数により改定。

２　新規求職者の動向（原数値）【表１、表３、表４、表６】

○　新規求職者（パートを含む）は１６，３５０人で、対前年同月比９．０％増と、２か月ぶりに前年同月を上回った。

　なお、男性求職者は対前年同月比１２．５％増加し、女性求職者は同６．４％増加した。また、年齢別では各年齢層で前年同月を上回った。（Ｐ７）

○　新規常用求職者（パートを含む）の就業・不就業の状態別をみると、離職者は対前年同月比２．６％増（３か月ぶり）、うち事業主都合は同９．７％減（７か月連続）、自己都合は同５．４％増（２か月ぶり）となり、在職者は同２３．２％増（１０か月連続）、無業者は同１８．９％増（２か月連続）となった。

新規常用求職者の推移（パートを含む）

	求職者数（合計）	前年同月比	就業・不就業の状態別									
			在職者		離職者						無業者	
				前年同月比		前年同月比	うち事業主都合	前年同月比	うち自己都合	前年同月比		前年同月比
29年度計	234,710	▲ 3.7	63,952	▲ 2.2	146,662	▲ 3.5	34,350	▲ 7.4	104,101	▲ 1.7	24,096	▲ 9.1
30年度計	230,213	▲ 1.9	60,478	▲ 5.4	147,521	0.6	35,849	4.4	103,075	▲ 1.0	22,214	▲ 7.8
元年度計	223,840	▲ 2.8	56,119	▲ 7.2	148,010	0.3	36,306	1.3	103,007	▲ 0.1	19,711	▲ 11.3
2年度計	215,439	▲ 3.8	49,867	▲ 11.1	148,683	0.5	43,408	19.6	97,005	▲ 5.8	16,889	▲ 14.3
11月	14,947	▲ 4.5	3,550	▲ 14.8	10,171	0.7	2,647	11.8	7,005	▲ 3.3	1,226	▲ 11.4
12月	13,419	▲ 1.6	3,649	▲ 11.6	8,768	4.6	2,307	12.6	5,982	1.6	1,002	▲ 11.2
3年　1月	18,101	▲ 10.3	4,987	▲ 10.2	11,866	▲ 9.3	2,999	0.2	8,226	▲ 12.1	1,248	▲ 19.7
2月	18,307	1.2	5,696	1.7	11,169	1.9	2,779	11.5	7,757	▲ 1.2	1,442	▲ 5.9
3月	20,651	9.0	5,752	3.0	12,750	10.0	3,053	11.3	8,937	8.5	2,149	21.2
4月	26,362	15.7	4,202	29.6	20,096	9.2	6,645	2.8	11,645	10.5	2,064	79.5
5月	16,680	▲ 3.3	3,622	18.0	11,682	▲ 11.4	2,963	▲ 33.1	7,973	▲ 1.3	1,376	39.1
6月	17,865	▲ 9.7	4,358	4.4	11,718	▲ 16.2	2,810	▲ 35.1	8,263	▲ 8.3	1,789	9.8
7月	17,225	▲ 3.6	4,426	12.1	11,384	▲ 8.8	2,835	▲ 29.9	7,832	0.3	1,415	▲ 2.3
8月	17,182	5.9	4,754	26.6	11,015	0.5	2,504	▲ 19.5	7,737	6.2	1,413	▲ 6.4
9月	17,808	4.7	4,724	22.5	11,584	▲ 0.5	2,524	▲ 23.8	8,337	7.8	1,500	▲ 0.3
10月	18,668	▲ 2.2	4,603	10.0	12,386	▲ 6.9	3,012	▲ 23.4	8,575	▲ 0.6	1,679	5.6
11月	16,272	8.9	4,374	23.2	10,440	2.6	2,391	▲ 9.7	7,381	5.4	1,458	18.9

《参考》■新規求職者数（季節調整値）の推移

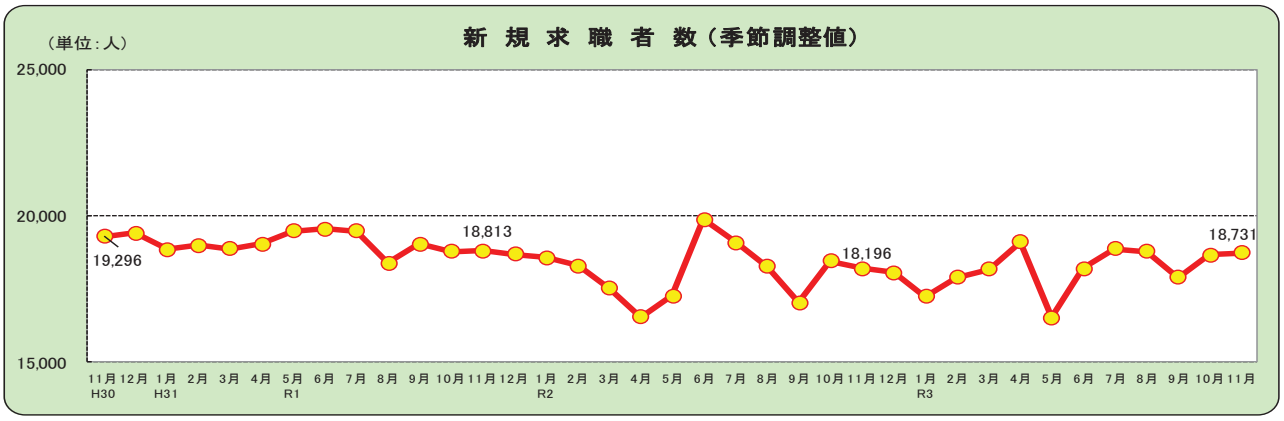

新規求職	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年度	19,107	16,517	18,200	18,872	18,784	17,905	18,655	18,731				
2年度	16,541	17,271	19,874	19,079	18,262	17,033	18,456	18,196	18,057	17,238	17,896	18,170
元年度	19,033	19,478	19,552	19,477	18,396	19,046	18,789	18,813	18,690	18,581	18,295	17,519

※新規学卒を除き、パートタイムを含む。※季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12－ARIMA）。令和2年12月以前の数値は令和3年1月分公表時に新季節指数により改定。

３ 正社員有効求人倍率の動向（原数値）【表5】

○　正社員有効求人倍率は０．８４倍となり、前年同月を０．１０ポイント上回った。

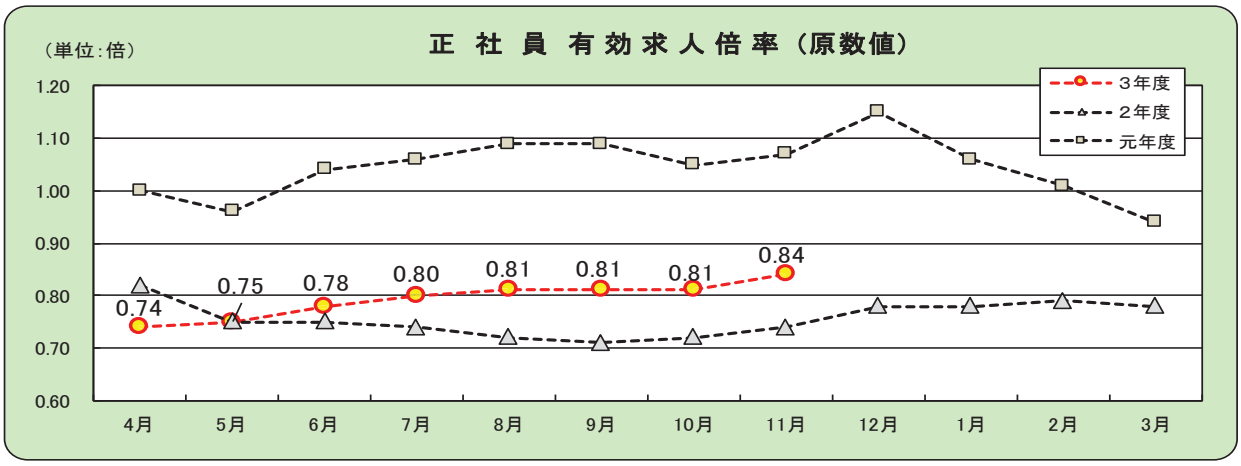

正社員 有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年度	0.74	0.75	0.78	0.80	0.81	0.81	0.81	0.84				
2年度	0.82	0.75	0.75	0.74	0.72	0.71	0.72	0.74	0.78	0.78	0.79	0.78
元年度	1.00	0.96	1.04	1.06	1.09	1.09	1.05	1.07	1.15	1.06	1.01	0.94

数値は原数値である。

注）　正社員の有効求人倍率は、正社員の月間有効求人数を、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

４ 地域別有効求人倍率の動向（原数値）【表６】

○　有効求人倍率を地域別にみると、福岡地域は１．０９倍で０．０８ポイント、北九州地域は１．０７倍で０．０５ポイント、筑豊地域は１．１６倍で０．１３ポイント、筑後地域は１．１９倍で０．０８ポイントそれぞれ前年同月を上回った。

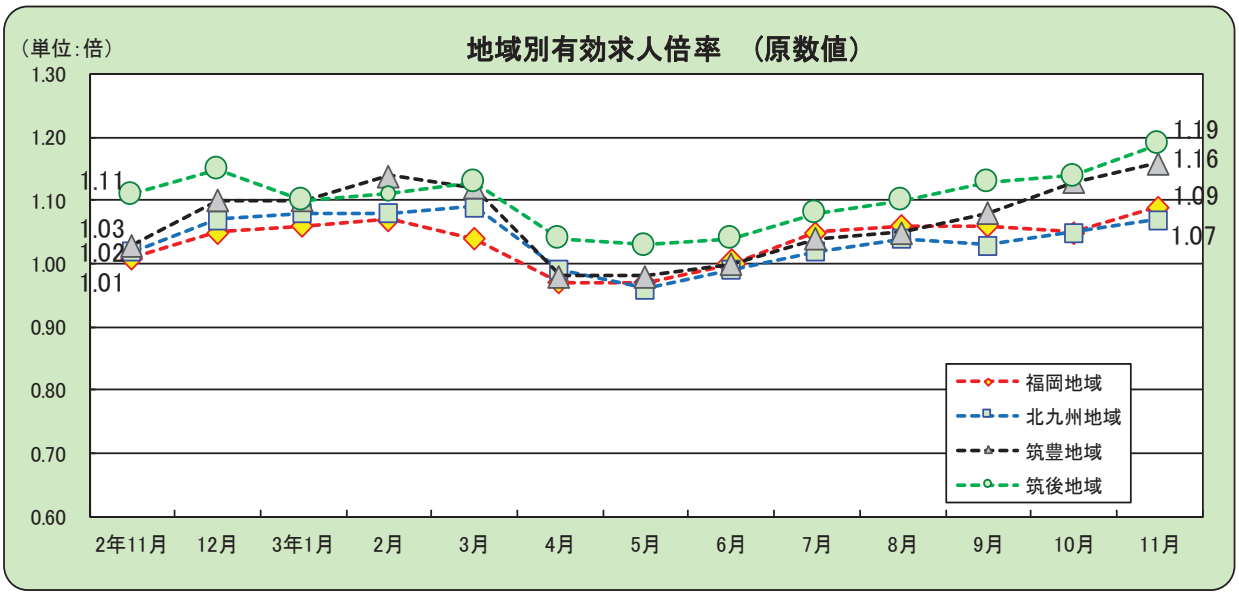

地域別 有効求人倍率	2年11月	12月	3年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
福岡地域	1.01	1.05	1.06	1.07	1.04	0.97	0.97	1.00	1.05	1.06	1.06	1.05	1.09
北九州地域	1.02	1.07	1.08	1.08	1.09	0.99	0.96	0.99	1.02	1.04	1.03	1.05	1.07
筑豊地域	1.03	1.10	1.10	1.14	1.12	0.98	0.98	1.00	1.04	1.05	1.08	1.13	1.16
筑後地域	1.11	1.15	1.10	1.11	1.13	1.04	1.03	1.04	1.08	1.10	1.13	1.14	1.19

数値は原数値である。

表１　一般職業紹介状況

令和3年11月

		3年 11月	3年 10月	2年 11月	対前月 増減率、差 （%、ポイント）	原数値 対前年同月 増減率、差 （%、ポイント）	季節調整値 対前月 増減率、差 （%、ポイント）
全数	1　月間有効求職者数（人）	95,990 94,320	95,099 95,812	93,209 90,689	-1.6	4.0	0.9
	2　新規求職申込件数（件）	18,731 16,350	18,655 18,726	18,196 15,004	-12.7	9.0	0.4
	3　月間有効求人数　（人）	103,858 104,284	102,125 102,472	93,734 93,407	1.8	11.6	1.7
	4　新規求人数　（人）	38,139 35,820	36,940 38,093	34,007 31,213	-6.0	14.8	3.2
	5　就職件数　（件）	4,503	4,514	4,260	-0.2	5.7	—
	6　有効求人倍率（受理地別・季調値）（倍）	1.08	1.07	1.01	—	—	0.01
	7　新規求人倍率（受理地別・季調値）（倍）	2.04	1.98	1.87	—	—	0.06
一般	1　月間有効求職者数（人）	59,745	60,777	58,274	-1.7	2.5	
	2　新規求職申込件数（件）	10,741	12,243	9,922	-12.3	8.3	
	3　月間有効求人数　（人）	64,503	63,396	56,129	1.7	14.9	
	4　新規求人数　（人）	21,391	23,188	18,102	-7.7	18.2	
	5　就職件数　（件）	2,562	2,608	2,478	-1.8	3.4	
	6　有効求人倍率（受理地別）（倍）	1.08	1.04	0.96	0.04	0.12	
	7　新規求人倍率（受理地別）（倍）	1.99	1.89	1.82	0.10	0.17	
パート	1　月間有効求職者数（人）	34,575	35,035	32,415	-1.3	6.7	
	2　新規求職申込件数（件）	5,609	6,483	5,082	-13.5	10.4	
	3　月間有効求人数　（人）	39,781	39,076	37,278	1.8	6.7	
	4　新規求人数　（人）	14,429	14,905	13,111	-3.2	10.1	
	5　就職件数　（件）	1,941	1,906	1,782	1.8	8.9	
	6　有効求人倍率（受理地別）（倍）	1.15	1.12	1.15	0.03	0.00	
	7　新規求人倍率（受理地別）（倍）	2.57	2.30	2.58	0.27	-0.01	

（注）新規学卒を除きパートタイムを含む原数値。
ただし「全数」１～４欄上段及び６、７欄は季節調整値。
季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。（令和３年２月改定済み）

表２　産業別、規模別一般新規求人状況

令和3年11月

	全　数	パート除く	パートタイム	対前年増減率（%） 全　数	パート除く	パートタイム
合　計	35,820	21,391	14,429	14.8	18.2	10.1
A、B　農林漁業	105	45	60	-16.7	7.1	-28.6
C　鉱業、採石業、砂利採取業	11	6	5	-8.3	-33.3	66.7
（052　石炭・亜炭鉱業）	0	0	0	----	----	----
D　建設業	2,989	2,807	182	1.5	5.8	-37.2
（06　総合工事業）	1,445	1,343	102	-5.1	2.5	-51.9
E　製造業	2,320	1,761	559	45.6	52.1	28.5
09　食料品製造業	608	317	291	8.0	7.5	8.6
10　飲料・たばこ・飼料製造業	22	10	12	-29.0	-37.5	-20.0
11　繊維工業	59	35	24	18.0	52.2	-11.1
12　木材・木製品製造業	35	26	9	118.8	116.7	125.0
13　家具・装備品製造業	38	29	9	15.2	3.6	80.0
14　パルプ・紙・紙加工品製造業	14	8	6	7.7	14.3	0.0
15　印刷・同関連業	44	28	16	0.0	-26.3	166.7
16　化学工業	175	157	18	548.1	554.2	500.0
17　石油製品・石炭製品製造業	11	10	1	10.0	0.0	----
18　プラスチック製品製造業	97	73	24	18.3	12.3	41.2
19　ゴム製品製造業	76	74	2	484.6	572.7	0.0
21　窯業・土石製品製造業	95	93	2	97.9	93.8	----
22　鉄鋼業	90	79	11	23.3	14.5	175.0
23　非鉄金属製造業	14	11	3	40.0	22.2	200.0
24　金属製品製造業	291	252	39	59.0	50.9	143.8
25　はん用機械器具製造業	183	166	17	105.6	100.0	183.3
26　生産用機械器具製造業	115	107	8	36.9	35.4	60.0
27　業務用機械器具製造業	25	20	5	212.5	400.0	25.0
28　電子部品・デバイス・電子回路製造業	10	10	0	42.9	100.0	-100.0
29　電気機械器具製造業	141	108	33	54.9	71.4	17.9
30　情報通信機械器具製造業	3	0	3	200.0	----	200.0
28,30　ハードウエア製造関係	13	10	3	62.5	100.0	0.0
31　輸送用機械器具製造業	137	125	12	59.3	66.7	9.1
（311　自動車・同附属品）	117	105	12	69.6	78.0	20.0
（313　船舶製造・修理業、舶用機関）	9	9	0	-18.2	-10.0	-100.0
（273,274,275,323　精密機械器具等）	21	16	5	162.5	300.0	25.0
（275　光学機械器具・レンズ）	2	1	1	----	----	----
（323　時計・同部分品）	0	0	0	----	----	----
20,32　その他の製造業	37	23	14	19.4	-14.8	250.0
F　電気・ガス・熱供給・水道業	26	22	4	73.3	46.7	----
G　情報通信業	930	808	122	12.5	26.8	-35.8
（39　情報サービス業）	744	664	80	20.8	27.9	-17.5
H　運輸業、郵便業	1,509	1,163	346	4.4	1.1	17.3
I　卸売業、小売業	6,040	2,864	3,176	5.5	18.2	-3.8
（50～55　卸売業）	1,365	994	371	24.4	35.6	1.9
（56～61　小売業）	4,675	1,870	2,805	1.0	10.6	-4.5
（56　各種商品小売業）	1,363	436	927	41.5	990.0	0.4
J　金融業、保険業	165	90	75	60.2	47.5	78.6
K　不動産業、物品賃貸業	690	452	238	20.8	20.2	22.1
（70　物品賃貸業）	174	105	69	-13.0	-30.5	40.8
L　学術研究、専門・技術サービス業	1,033	716	317	-3.8	2.3	-15.2
（73　広告業）	54	35	19	10.2	-2.8	46.2
M　宿泊業、飲食サービス業	2,703	853	1,850	19.2	44.1	10.4
（75　宿泊業）	238	112	126	20.8	187.2	-20.3
（76　飲食店）	2,114	714	1,400	8.5	37.6	-2.1
N　生活関連サービス業、娯楽業	1,480	729	751	30.7	1.7	81.0
O　教育、学習支援業	661	352	309	52.3	64.5	40.5
P　医療、福祉	10,240	5,854	4,386	18.5	17.8	19.6
（83　医療業）	3,677	2,266	1,411	14.5	9.8	23.0
（85　社会保険・社会福祉・介護事業）	6,535	3,575	2,960	20.5	23.1	17.6
Q　複合サービス事業	109	60	49	36.3	30.4	44.1
R　サービス業（他に分類されないもの）	4,366	2,711	1,655	18.3	21.6	13.3
S、T　公務・その他	443	98	345	-17.4	-8.4	-19.6

事業所規模 4人以下	6,708	4,054	2,654	29.2	39.7	16.0
5～29	17,860	10,495	7,365	15.7	15.3	16.1
30～99	6,929	4,410	2,519	1.6	5.3	-4.1
100～299	3,476	1,888	1,588	28.6	29.7	27.4
300～499	435	295	140	4.6	15.2	-12.5
500～999	237	189	48	0.9	40.0	-52.0
1000人以上	175	60	115	-57.4	-6.3	-66.9

表３　一般求職者内訳

		3年11月	3年10月	2年11月	対前年同月増減率（%、ポイント）
新規求職者		※　16,350	※　18,726	※　15,004	9.0
	男	7,102	8,171	6,312	12.5
	女	9,241	10,539	8,687	6.4
	うち受給者	5,011	6,055	5,247	-4.5
有効求職者		※　94,320	※　95,812	※　90,689	4.0
	男	41,966	42,543	39,098	7.3
	女	52,246	53,157	51,496	1.5
	うち受給者	41,492	42,814	44,805	-7.4

※　求職申込時に性別登録がなかった者を含むため、男女計と一致しない。

表４　年齢別常用新規・有効の求職状況

		3年11月	3年10月	2年11月	対前年同月増減率（%、ポイント）
新規求人		31,353	33,853	26,943	16.4
新規求職		16,272	18,668	14,947	8.9
	２９歳以下	3,195	3,624	2,981	7.2
	３０～４４歳	4,814	5,275	4,529	6.3
	４５～５４歳	3,269	3,801	2,995	9.1
	５５歳以上	4,994	5,968	4,442	12.4
新規求人倍率（受理地別）		1.93	1.81	1.80	0.13
有効求人		92,460	90,802	82,470	12.1
有効求職		94,023	95,519	90,392	4.0
	２９歳以下	17,661	17,907	17,085	3.4
	３０～４４歳	27,173	27,750	27,337	-0.6
	４５～５４歳	19,912	20,276	18,935	5.2
	５５歳以上	29,277	29,586	27,035	8.3
有効求人倍率（受理地別）		0.98	0.95	0.91	0.07

（注）新規学卒を除きパートタイムを含む。（原数値）

表5 雇用形態別常用職業紹介状況

令和3年11月

		3年11月	3年10月	2年11月	対前年同月増減率（%、ポイント）
パートタイムを除く常用	1 月間有効求職者数（人）	59,624	60,659	58,173	2.5
	2 新規求職申込件数（件）	10,710	12,223	9,904	8.1
	3 月間有効求人数（人）	60,648	59,727	52,797	14.9
	4 新規求人数（人）	20,034	21,841	17,091	17.2
	5 就職件数（件）	2,454	2,511	2,345	4.6
	6 充足数（件）	2,531	2,563	2,429	4.2
	7 有効求人倍率（受理地別）(3/1)(倍)	1.02	0.98	0.91	0.11
	8 新規求人倍率（受理地別）(4/2)(倍)	1.87	1.79	1.73	0.14
	9 就職率（5/2×100）（%）	22.9	20.5	23.7	−0.8
	10 充足率（6/4×100）（%）	12.6	11.7	14.2	−1.6
正社員	11 月間有効求人数（人）	49,832	49,377	43,045	15.8
	12 新規求人数（人）	16,335	18,221	13,774	18.6
	13 就職件数（件）	2,034	2,097	1,904	6.8
	14 充足数（件）	2,084	2,133	1,945	7.1
	15 有効求人倍率（受理地別）(11/1)(倍)	0.84	0.81	0.74	0.10
	16 充足率（14/12×100)(%)	12.8	11.7	14.1	−1.3
常用的パートタイム	17 月間有効求職者数（人）	34,399	34,860	32,219	6.8
	18 新規求職申込件数（件）	5,562	6,445	5,043	10.3
	19 月間有効求人数（人）	31,812	31,075	29,673	7.2
	20 新規求人数（人）	11,319	12,012	9,852	14.9
	21 就職件数（件）	1,715	1,730	1,555	10.3
	22 充足数（件）	1,777	1,815	1,695	4.8
	23 有効求人倍率（受理地別）(19/17)(倍)	0.92	0.89	0.92	0.00
	24 新規求人倍率（受理地別）(20/18)(倍)	2.04	1.86	1.95	0.09
	25 就職率（21/18×100）(%)	30.8	26.8	30.8	0.0
	26 充足率（22/20×100）(%)	15.7	15.1	17.2	−1.5

(注)1. 新規学卒者を除き原数値。

2. 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているがパートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

表6　雇用失業情勢主要指標（福岡県）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度					令和３年度							
						11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
有効求人倍率（受理地別）	全国	1.54	1.62	1.55	1.10	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09	1.13	1.15	1.14	1.16	1.15	1.15
		0.15	0.08	▲ 0.07	▲ 0.45	0.01	0.00	0.05	▲ 0.01	0.01	▲ 0.01	0.00	0.04	0.02	▲ 0.01	0.02	▲ 0.01	0.00
	福岡県	1.54	1.59	1.52	1.06	1.01	1.00	1.01	1.01	1.02	1.03	1.07	1.09	1.08	1.07	1.07	1.07	1.08
		0.18	0.05	▲ 0.07	▲ 0.46	0.00	▲ 0.01	0.01	0.00	0.01	0.01	0.04	0.02	▲ 0.01	▲ 0.01	0.00	0.00	0.01
	福岡	1.70	1.75	1.67	1.08	1.01	1.05	1.06	1.07	1.04	0.97	0.97	1.00	1.05	1.06	1.06	1.05	1.09
		0.21	0.05	▲ 0.08	▲ 0.59	▲ 0.72	▲ 0.84	▲ 0.64	▲ 0.57	▲ 0.46	▲ 0.32	▲ 0.16	▲ 0.09	▲ 0.05	0.00	0.05	0.04	0.08
	北九州	1.40	1.44	1.37	1.00	1.02	1.07	1.08	1.08	1.09	0.99	0.96	0.99	1.02	1.04	1.03	1.05	1.07
		0.14	0.04	▲ 0.07	▲ 0.37	▲ 0.40	▲ 0.43	▲ 0.36	▲0.30	▲ 0.18	▲ 0.08	0.00	0.04	0.08	0.12	0.10	0.10	0.05
	筑豊	1.25	1.28	1.26	1.04	1.03	1.10	1.10	1.14	1.12	0.98	0.98	1.00	1.04	1.05	1.08	1.13	1.16
		0.18	0.03	▲ 0.02	▲ 0.22	▲ 0.29	▲ 0.25	▲ 0.16	▲ 0.04	▲ 0.02	▲ 0.04	▲ 0.04	0.00	0.03	0.08	0.09	0.14	0.13
	筑後	1.43	1.48	1.42	1.09	1.11	1.15	1.10	1.11	1.13	1.04	1.03	1.04	1.08	1.10	1.13	1.14	1.19
		0.17	0.05	▲ 0.06	▲ 0.33	▲ 0.31	▲ 0.42	▲0.37	▲0.33	▲0.22	▲ 0.13	▲ 0.03	0.01	0.05	0.05	0.07	0.05	0.08
新規求人倍率（受理地別）	全国	2.29	2.42	2.35	1.90	2.04	2.11	2.03	1.88	1.99	1.82	2.09	2.08	1.98	1.97	2.10	2.08	2.13
		0.21	0.13	▲ 0.07	▲ 0.45	0.20	0.07	▲ 0.08	▲ 0.15	0.11	▲ 0.17	0.27	▲ 0.01	▲ 0.10	▲ 0.01	0.13	▲ 0.02	0.05
	福岡県	2.22	2.31	2.23	1.82	1.87	1.91	1.88	1.88	1.98	1.74	2.02	1.85	1.86	1.94	1.99	1.98	2.04
		0.24	0.09	▲ 0.08	▲ 0.41	0.08	0.04	▲ 0.03	0.00	0.10	▲ 0.24	0.28	▲ 0.17	0.01	0.08	0.05	▲ 0.01	0.06
有効求人数		123,028	127,341	121,931	93,284	93,407	92,946	92,628	95,285	100,293	98,544	96,017	97,269	97,105	99,062	100,686	102,472	104,284
		8.9	3.5	▲ 4.2	▲ 23.5	▲ 23.4	▲ 24.7	▲ 20.3	▲ 17.3	▲9.6	▲0.6	7.5	8.0	6.3	9.0	11.5	9.2	11.6
新規求人数		520,855	533,135	499,861	394,204	31,213	32,007	33,299	34,234	37,851	34,070	31,600	36,695	34,334	33,540	35,959	38,093	35,820
		8.0	2.4	▲ 6.2	▲ 13.8	▲ 21.1	▲ 26.6	▲ 10.8	▲ 11.3	3.3	16.0	4.2	4.2	6.7	11.8	8.8	7.4	14.8
有効求職者数		79,813	79,988	80,140	88,133	90,689	86,504	86,216	87,842	93,468	99,719	98,293	96,744	92,604	93,485	94,382	95,812	94,320
		▲ 3.9	0.2	0.2	10.0	16.8	19.1	16.0	14.7	17.3	20.3	17.9	11.8	6.0	5.1	4.3	2.7	4.0
新規求職者数		235,093	230,614	224,296	216,236	15,004	13,476	18,160	18,360	20,708	26,442	16,750	17,925	17,281	17,229	17,876	18,726	16,350
		▲ 3.7	▲ 1.9	▲ 2.7	▲ 3.6	▲ 4.3	▲ 1.3	▲ 10.4	1.2	9.0	15.4	▲ 3.3	▲ 9.7	▲ 3.7	5.8	4.8	▲ 2.2	9.0
就職件数		75,852	70,952	64,443	53,164	4,260	4,014	3,607	4,514	6,409	5,379	4,597	4,981	4,232	3,828	4,448	4,514	4,503
		▲ 5.3	▲ 6.5	▲ 9.2	▲ 17.5	▲ 14.6	▲ 11.3	▲ 11.8	▲ 5.7	6.5	26.8	29.6	4.8	▲ 9.4	▲ 2.3	1.9	▲ 7.2	5.7
雇用保険適用事業所数		91,302	92,177	92,993	94,731	94,829	94,963	95,162	95,368	95,620	95,922	96,258	96,546	96,786	96,849	96,490	96,723	96,917
		3.8	1.0	0.9	1.9	2.0	2.0	2.1	2.1	2.4	2.3	2.3	2.2	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2
雇用保険被保険者数		1,694,716	1,720,331	1,749,147	1,769,489	1,773,020	1,776,283	1,770,328	1,770,788	1,770,459	1,763,528	1,779,985	1,783,085	1,781,722	1,779,145	1,777,909	1,774,524	1,776,581
		3.8	1.5	1.7	1.2	1.0	0.9	0.9	0.9	1.0	1.1	1.0	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2
資格取得者数		384,023	377,389	378,074	344,650	22,415	22,646	21,595	22,300	26,039	49,843	42,007	33,397	24,839	23,255	23,236	25,626	23,893
		1.9	▲ 1.7	0.2	▲ 8.8	▲ 18.3	▲ 8.5	▲ 5.9	▲ 7.4	▲ 0.1	▲ 2.7	▲ 8.2	▲ 2.1	▲ 4.9	2.5	▲ 1.4	▲ 2.1	6.6
資格喪失者数		342,213	354,057	353,251	330,242	20,378	19,181	27,136	21,804	26,269	56,379	25,879	25,422	25,489	25,836	24,958	28,051	22,114
		4.6	3.5	▲ 0.2	▲ 6.5	▲ 12.4	▲ 7.2	▲ 7.1	▲ 8.7	▲ 7.2	▲ 7.2	▲ 8.7	2.3	▲ 1.2	12.2	4.3	▲ 2.5	8.5
受給者実人員（一般）		19,008	19,162	19,517	22,673	23,182	21,980	20,982	21,100	21,898	21,320	20,945	23,287	23,881	24,462	22,867	21,369	21,132
		▲ 5.8	0.8	1.9	16.2	21.0	14.0	14.9	22.5	24.2	24.7	10.8	▲ 1.7	▲ 4.2	▲ 7.8	▲ 13.1	▲ 16.1	▲ 8.8
完全失業率	全国	2.7	2.4	2.3	2.9	3.0	3.0	2.9	2.9	2.6	2.8	3.0	2.9	2.8	2.8	2.8	2.7	※
	九州ブロック（福岡県）	－	－	－	－	3.1(3.1)		3.1(3.1)			3.2(3.2)			2.8(3.1)			※	

（注）1.　求人倍率（全国・福岡県）は季節調整値（令和3年2月改定）。完全失業率（全国）は季節調整値。※は公表翌月に記載。
2.　　は、前年同月比。　　は、前月比。
3. 一般職業紹介の指標については新規学卒を除き、パートタイムを含む。
4. 年度計の有効求人数、有効求職者数、雇用保険適用事業所数、雇用保険被保険者数、受給者実人員については、月平均。
5. 九州ブロック・福岡県の完全失業率は、四半期毎に公表。九州ブロックは原数値、福岡県はモデル推計値。

（別紙）

九州・沖縄地域の雇用失業情勢
（令和３年 11 月分）

○有効求人倍率（受理地別・季節調整値）は１．１３倍となり、前月と同倍となった。

・有効求人数（季節調整値）は前月に比べ０．６％増と５か月連続で増加した。

・有効求職者数（季節調整値）は前月に比べ０．４％増と２か月ぶりに増加した。

○新規求人倍率（受理地別・季節調整値）は１．９５倍となり、前月と同倍となった。

・新規求人数（季節調整値）は前月に比べ０．３％減と７か月ぶりに減少した。

・新規求職者数（季節調整値）は前月に比べ０．７％減と２か月ぶりに減少した。

○新規求人数（原数値）は、前年同月に比べ１２．１％増加した。

○新規求職者数（原数値）は、前年同月に比べ７．５％増加した。

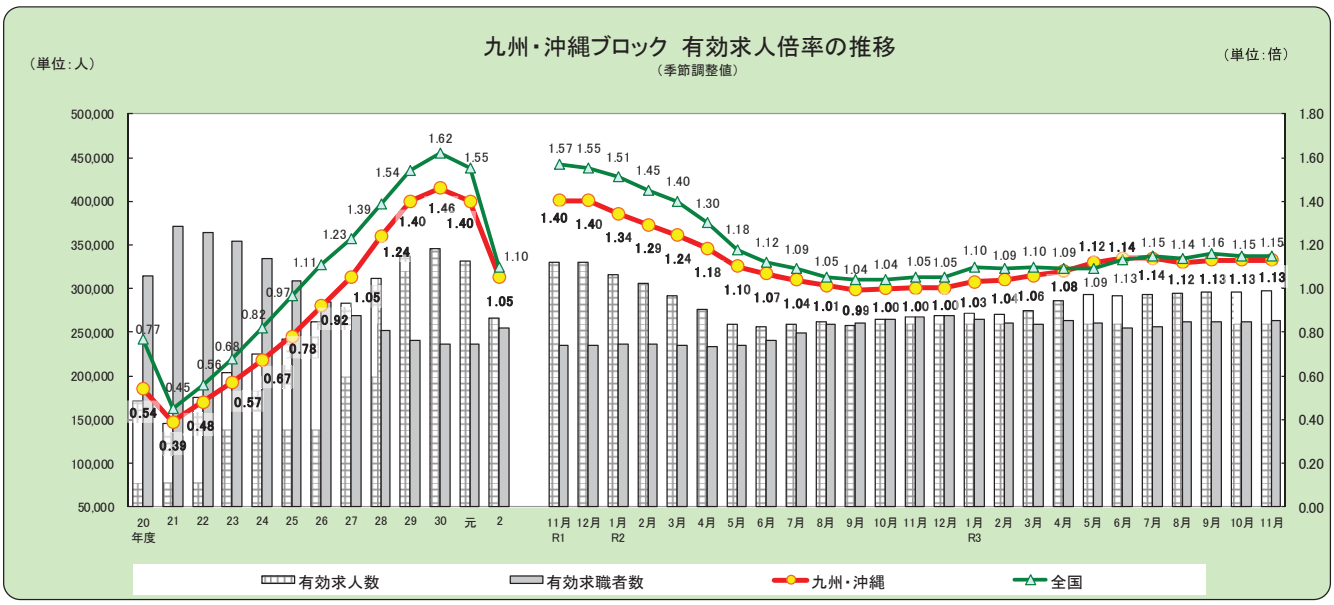

■九州・沖縄ブロック

有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	1.08	1.12	1.14	1.14	1.12	1.13	1.13	1.13				
令和2年度	1.18	1.10	1.07	1.04	1.01	0.99	1.00	1.00	1.00	1.03	1.04	1.06
令和元年度	1.47	1.46	1.48	1.46	1.45	1.44	1.42	1.40	1.40	1.34	1.29	1.24
平成30年度	1.44	1.46	1.49	1.50	1.49	1.48	1.46	1.45	1.44	1.45	1.45	1.45

有効求人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	285,640	292,930	291,167	293,454	294,814	296,505	296,530	298,170				
令和2年度	276,110	259,334	256,638	259,268	262,157	258,378	264,372	268,253	269,546	272,148	270,615	275,078
令和元年度	347,437	348,490	350,783	347,838	343,286	341,317	333,806	330,119	330,216	316,543	306,497	291,827
平成30年度	344,231	348,933	351,933	349,151	348,032	345,720	343,073	340,236	341,421	343,398	343,038	343,161

有効求職者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	263,791	261,060	255,297	256,404	262,073	262,496	262,424	263,583				
令和2年度	233,281	235,078	240,412	249,260	258,729	260,104	264,195	267,174	268,962	264,960	260,314	259,662
令和元年度	236,586	238,279	237,774	238,286	236,512	236,937	234,910	235,111	235,249	235,728	236,997	234,433
平成30年度	238,773	239,538	235,468	233,505	234,106	234,190	234,954	234,450	236,590	237,064	237,043	237,044

※数値は季節調整値。令和2年12月以前の数値は、新季節調整指数により改定。

注）本公表資料における有効求人倍率、新規求人倍率、有効求人数及び新規求人数は、九州・沖縄地域の各労働局管内のハローワークが受理した求人数（受理地別求人数）により算出したものである。

注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和３年９月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

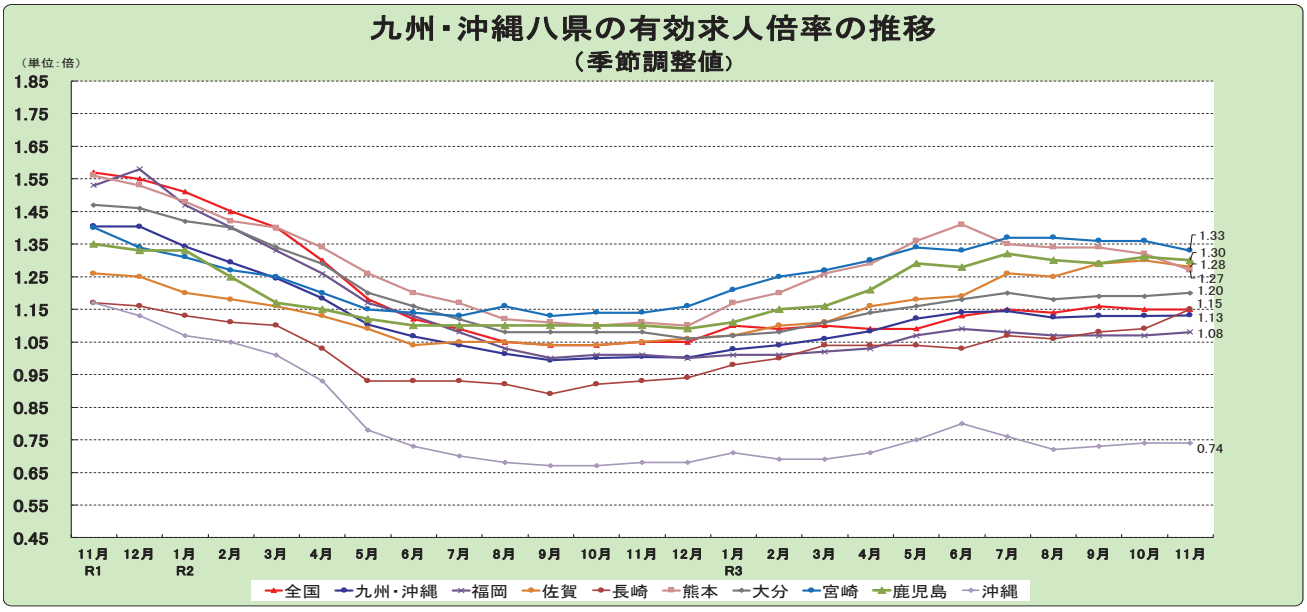

	11月	12月	R3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	前月差
全国	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09	1.13	1.15	1.14	1.16	1.15	1.15	0.00
九州・沖縄	1.00	1.00	1.03	1.04	1.06	1.08	1.12	1.14	1.14	1.12	1.13	1.13	1.13	0.00
福岡	1.01	1.00	1.01	1.01	1.02	1.03	1.07	1.09	1.08	1.07	1.07	1.07	1.08	0.01
佐賀	1.05	1.06	1.07	1.10	1.11	1.16	1.18	1.19	1.26	1.25	1.29	1.30	1.28	▲ 0.02
長崎	0.93	0.94	0.98	1.00	1.04	1.04	1.04	1.03	1.07	1.06	1.08	1.09	1.15	0.06
熊本	1.11	1.10	1.17	1.20	1.26	1.29	1.36	1.41	1.35	1.34	1.34	1.32	1.27	▲ 0.05
大分	1.08	1.06	1.07	1.08	1.11	1.14	1.16	1.18	1.20	1.18	1.19	1.19	1.20	0.01
宮崎	1.14	1.16	1.21	1.25	1.27	1.30	1.34	1.33	1.37	1.37	1.36	1.36	1.33	▲ 0.03
鹿児島	1.10	1.09	1.11	1.15	1.16	1.21	1.29	1.28	1.32	1.30	1.29	1.31	1.30	▲ 0.01
沖縄	0.68	0.68	0.71	0.69	0.69	0.71	0.75	0.80	0.76	0.72	0.73	0.74	0.74	0.00

■産業別新規求人数の対前年同月比（九州・沖縄計）

建設業	(0.6 %)	製造業	(29.5 %)
情報通信業	(4.1 %)	運輸・郵便業	(4.3 %)
卸売・小売業	(12.4 %)	金融・保険業	(28.2 %)
不動産業	(20.6 %)	学術研究、専門・技術サービス業	(1.5 %)
宿泊業、飲食サービス業	(27.2 %)	生活関連サービス業、娯楽業	(17.6 %)
医療・福祉	(10.9 %)	サービス業（他に分類されないもの）	(16.6 %)

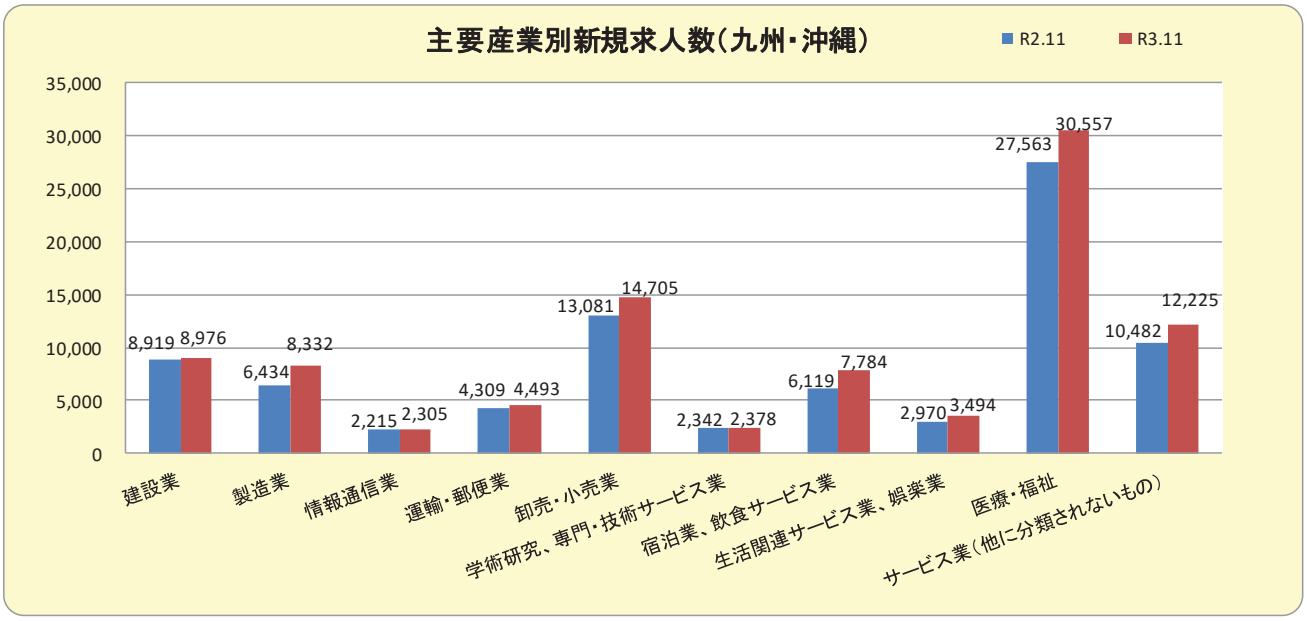

九州・沖縄八県労働市場主要指標

令和3年11月

項　　目	単位	福岡県		佐賀県		長崎県		熊本県		大分県		宮崎県		鹿児島県		沖縄県		合　　計	
1 新規求職者数	人	16,350	9.0	3,010	11.2	4,687	8.8	5,069	10.9	3,726	5.7	3,874	8.0	6,087	▲ 2.5	5,367	10.5	48,170	7.5
季節調整値		18,731	0.4	3,363	▲ 6.1	5,291	▲ 0.4	6,017	1.8	4,305	▲ 0.1	4,538	1.9	6,780	▲ 0.4	5,866	▲ 5.8	54,891	▲ 0.7
2 新規求人数	人	35,820	14.8	6,237	12.3	8,847	14.2	12,562	12.0	7,948	5.6	9,502	11.7	14,563	9.9	8,491	9.4	103,970	12.1
季節調整値		38,139	3.2	6,554	▲ 5.2	8,774	4.4	13,351	▲ 0.4	8,336	▲ 2.4	9,565	▲ 1.7	14,111	▲ 6.0	8,449	▲ 2.3	107,279	▲ 0.3
3 有効求職者数	人	94,320	4.0	14,076	▲ 6.6	21,851	▲ 6.2	26,601	▲ 5.2	18,513	▲ 3.4	19,279	▲ 4.1	31,286	▲ 4.0	31,052	6.8	256,978	▲ 0.4
季節調整値		95,990	0.9	14,480	1.2	22,215	▲ 1.3	28,096	1.7	19,033	▲ 0.7	19,888	1.4	32,049	0.4	31,832	▲ 1.1	263,583	0.4
4 有効求人数	人	104,284	11.6	19,119	13.9	25,719	14.0	37,844	9.6	23,481	7.3	27,681	12.3	42,898	14.4	23,789	16.5	304,815	12.2
季節調整値		103,858	1.7	18,542	▲ 0.2	25,485	3.5	35,678	▲ 1.9	22,917	0.5	26,486	▲ 0.5	41,632	0.0	23,572	▲ 0.8	298,170	0.6
5 就職者数	人	4,503	5.7	1,187	0.7	1,842	2.6	1,832	3.5	1,568	2.1	1,603	9.0	2,405	6.0	1,377	2.5	16,317	4.4
6 紹介件数	件	15,347	▲ 2.8	2,880	▲ 5.6	4,935	▲ 0.4	4,566	2.5	3,846	▲ 5.0	3,761	▲ 3.8	5,521	▲ 12.8	4,377	▲ 8.7	45,233	▲ 4.5
7 新規求人倍率	倍	2.19	0.11	2.07	0.02	1.89	0.09	2.48	0.02	2.13	0.00	2.45	0.08	2.39	0.27	1.58	▲ 0.02	2.16	0.09
受理地別・季節調整値		2.04	0.06	1.95	0.02	1.66	0.08	2.22	▲ 0.05	1.94	▲ 0.04	2.11	▲ 0.07	2.08	▲ 0.12	1.44	0.05	1.95	0.00
8 有効求人倍率	倍	1.11	0.08	1.36	0.25	1.18	0.21	1.42	0.19	1.27	0.13	1.44	0.21	1.37	0.22	0.77	0.07	1.19	0.14
受理地別・季節調整値		1.08	0.01	1.28	▲ 0.02	1.15	0.06	1.27	▲ 0.05	1.20	0.01	1.33	▲ 0.03	1.30	▲ 0.01	0.74	0.00	1.13	0.00
9 雇用保険被保険者数	千人	1,777	0.2	241	0.0	366	▲ 0.5	501	0.6	333	▲ 0.3	303	0.3	464	0.2	447	0.9	4,432	0.2
10 雇用保険受給者実人員	人	21,132	▲ 8.8	3,146	▲ 3.9	5,325	▲ 6.6	6,727	▲ 18.0	4,947	▲ 7.4	4,446	▲ 1.9	6,378	▲ 8.2	5,459	▲ 11.7	57,560	▲ 9.2

（注）1　1～8は新規学卒除き、パートタイムを含む。

2　9は一般、高齢、短時間を含み、10は基本手当基本分（高年齢、特例を除き、短時間を含む）。

3　各県の左側は実数。右側は前年比（%・ポ）、ただし季節調整値は前月比（%・ポ）。

厚生労働省
福岡労働局

Press Release

令和３年 12 月 28 日発表
【照会先】
福岡労働局職業安定部訓練室
室　　長　古川　政彦(内線 4919)
室長補佐　大曲　隆行(内線 4920)
(代表電話)092（434）9805
(直通電話)092（434）9838

報道関係者　各位

求職者支援制度の特例措置が施行されました

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職を余儀なくされた方やシフトが減って厳しい状況に置かれている非正規雇用労働者等に対する支援をより一層強化するため、求職者支援制度の活用を進めるよう、職業訓練受講給付金と訓練対象者の要件を緩和する特例を設けました（令和４年３月３１日までの時限措置）。

求職者支援制度とは

雇用保険失業給付を受給できない方が、一定の支給要件を満たした場合、授業料無料の職業訓練を受講しながら、職業訓練受講給付金（月１０万円）の支給を受けられる制度です。

今回の主な特例措置

○　世帯収入要件
世帯収入要件が月２５万円以下から**月４０万以下**となります。

※他にも、特例措置が設けられていますので、次のページ以降をご覧ください。

求職者支援制度の特例措置について

求職者支援制度を活用しやすくするため、職業訓練受講給付金と訓練対象者の要件を緩和する特例を設けました（令和４年３月31日までの時限措置）

職業訓練受講給付金の特例措置

（１）世帯収入要件

○ **世帯収入要件が月２５万円以下から月４０万円以下となります** **新規**

親や配偶者等と同居している非正規雇用労働者等が、給付金を受給しながら訓練を受講しやすくするために要件を緩和しています

※ 世帯とは、本人のほか、同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します。内縁の関係にある者は配偶者とみなします

（２）出席要件

○ **仕事で訓練を欠席せざるを得ない日についても、「やむを得ない欠席」とします**
令和３年２月２５日から施行

※ 仕事で訓練を欠席する日が病気などと同じやむを得ない欠席となり、訓練実施日の２割まで認められます

○ **出席要件が「訓練の８割以上に出席すること」となり、やむを得ない理由以外の欠席日の給付金は日割りで減額します** **新規**

やむを得ない理由以外で１日でも欠席、遅刻、早退すると給付金を受給できない厳格な要件を緩和しています

※ 病気や仕事などによるやむを得ない欠席と、やむを得ない理由以外の欠席をあわせた欠席日が、訓練実施日の２割まで認められます

※ やむを得ない欠席日は給付金を減額せず、やむを得ない理由以外の欠席日は給付金を日割りで減額します

（３）本人収入要件

○　シフト制で働く方、自営業・フリーランス、副業・兼業を行う方などで、固定収入が８万円以下の方について、本人収入の要件が月１２万円以下となります
令和３年２月２５日から施行

※ 固定収入は１か月の固定的な収入です。

労働者の方	１か月の定額の給与（基本給、固定残業代など） ・　シフト制などで定額の給与がない方は、固定収入がないものとみなします ・　毎月変動する給与（勤務時間に応じて支払われる残業代など）や実費弁償的な給与（通勤手当など）は固定収入ではありません ・　雇用契約期間が１か月未満の方は、固定収入がないものとみなします
自営業・フリーランス、副業・兼業を行う方	１か月以上の契約に基づく収入（業務委託契約、不動産賃貸契約など）から１か月の経費を差し引いた額 ・１か月以上の契約に基づく収入がない方は、固定収入がないものとみなします ・複数月にわたる契約に基づく収入の場合は、収入額を契約期間で除して１月あたりの収入を算出してください ［例］１年間で６０万円の業務委託契約の場合 年間収入６０万円÷１年（１２月）＝１月あたり収入５万円

○　コロナ対策などの業務で地方公共団体などで臨時的に雇用されている方について、本人収入の要件が月１２万円以下となります 令和３年２月２５日から施行

※ 地方公共団体などと期間の定めのある労働契約を締結している方が対象となります

・　都道府県、市町村に雇用されている方
・　都道府県、市町村から事業を委託されている事業主に雇用されている方
＊従事する仕事の内容は限りません。コロナ対策業務に従事する方だけでなく、臨時的に地方公共団体などで従事する全ての方が対象になります

訓練対象者の特例措置

（４）働きながら訓練を受けて社内での正社員転換などを目指す方や、今の仕事に役立つ能力を身に付けようとする方などが訓練の対象となります　新規

現在の訓練対象者（再就職や転職を目指して訓練を受講する方）の他に、今の仕事を続けながらスキルアップを目指す方が、訓練を受講できるようになります
なお、雇用保険被保険者の方は対象となりません

求職者支援制度のご案内

一定の支給要件を満たした場合、職業訓練を受講しながら
職業訓練受講給付金（月10万円）を受給できます

職業訓練 ＋ **職業訓練受講給付金（月10万円）**

■ 制度を利用できる方は？

職業訓練を受講できる方

- 再就職、転職を目指す方
- **今の仕事を続けながら、スキルアップを目指す方**（※）
- 労働の意思及び能力を有していること
- **無職の方**や**週２０時間未満の就労中の方**
- 職業訓練その他の支援措置を行う必要があると安定所長が認めた者
- **雇用保険被保険者でないこと**

職業訓練受講給付金を受給できる方

- 収入が**月12万円以下**（固定収入が**８万円以下**の場合に限ります）（※）
- 世帯全体の収入が**月４０万円以下**（※）
- 世帯全体の金融資産が**300万円以下**
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していないこと
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいないこと
- 過去3年間以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給をうけたことがないこと
- 失業給付の受給中でないこと

- **訓練の8割以上に出席する必要**があります（※）
- **仕事や病気などのやむを得ない理由以外の理由による欠席も認められますが、給付金を日割りで減額します。**（※）

※　令和４年３月３１日までの特例措置です

厚生労働省・福岡労働局・ハローワーク

LL030330訓02

■ **公的職業訓練については、こちらをご覧ください。** ⇒

募集中の職業訓練のコース情報もこちらから確認できます。

https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/newpage_00105.html

○ **職業訓練受講給付金**は、訓練開始後、**１か月ごとに支給**します

○ 訓練受講中から訓練終了後３か月間は、原則として**月に1回、ハローワークに来所し**、職業相談を受けていただきます

○ **ハローワークは、訓練期間、訓練終了後も積極的に就職支援を行います**

ハローワークへのご相談はお早めに！

訓練コースの選定や職業訓練受講給付金の手続には一定の期間を要します

本制度の申込み、相談、問い合わせは、「住所地を管轄するハローワーク」で受け付けています

ハローワーク（公共職業安定所）	所在地等	管轄区域
福岡中央公共職業安定所	〒810-8609　福岡市中央区赤坂1-6-19 TEL　０９２－７１２－８６０９	福岡市中央区、博多区、城南区、早良区、南区（那の川1～2丁目）、糟屋郡（志免町、須恵町、宇美町）
飯塚公共職業安定所	〒820-8540　飯塚市芳雄町12-1 TEL　０９４８－２４－８６０９	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
大牟田公共職業安定所	〒836-0047　大牟田市大正町6-2-3 TEL　０９４４－５３－１５５１	大牟田市、柳川市、みやま市
八幡公共職業安定所 黒崎駅前庁舎	〒806-0021　北九州市八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ６階 TEL　０９３－６２２－５５６６	北九州市八幡東区、八幡西区、中間市、遠賀郡
若松出張所	〒808-0034　北九州市若松区本町1-14-12 TEL　０９３－７７１－５０５５	北九州市若松区
戸畑分庁舎	〒804-0067　北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた８階 TEL　０９３－８７１－１３３１	北九州市戸畑区
久留米公共職業安定所	〒830-8505　久留米市諏訪野町2401 TEL　０９４２－３５－８６０９	久留米市（城島町を除く）、小郡市、うきは市、三井郡
大川出張所	〒831-0041　大川市大字小保614-6 TEL　０９４４－８６－８６０９	久留米市（城島町）、大川市、三潴郡
小倉公共職業安定所	〒802-8507　北九州市小倉北区萩崎町1-11 TEL　０９３－９４１－８６０９	北九州市小倉北区、小倉南区
門司出張所	〒800-0004　北九州市門司区北川町1-18 TEL　０９３－３８１－８６０９	北九州市門司区
直方公共職業安定所	〒822-0002　直方市大字頓野3334-5 TEL　０９４９－２２－８６０９	直方市、宮若市、鞍手郡
田川公共職業安定所	〒826-8609　田川市弓削田184-1 TEL　０９４７－４４－８６０９	田川市、田川郡
行橋公共職業安定所	〒824-0031　行橋市西宮市5-2-47 TEL　０９３０－２５－８６０９	行橋市、京都郡、築上郡（築上町）
豊前出張所	〒828-0021　豊前市大字八屋322-70 TEL　０９７９－８２－８６０９	豊前市、築上郡（吉富町、上毛町）
福岡東公共職業安定所	〒813-8609　福岡市東区千早6-1-1 TEL　０９２－６７２－８６０９	福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡（篠栗町、新宮町、久山町、粕屋町）
八女公共職業安定所	〒834-0023　八女市馬場514-3 TEL　０９４３－２３－６１８８	八女市、筑後市、八女郡
朝倉公共職業安定所	〒838-0061　朝倉市菩提寺480-3 TEL　０９４６－２２－８６０９	朝倉市、朝倉郡
福岡南公共職業安定所	〒816-8577　春日市春日公園3-2 TEL　０９２－５１３－８６０９	福岡市南区（那の川1～2丁目を除く）、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市
福岡西公共職業安定所	〒819-8552　福岡市西区姪浜駅南3-8-10 TEL　０９２－８８１－８６０９	福岡市西区、糸島市

労働局長定例記者会見
配　　付　　資　　料

厚生労働省
福岡労働局

新型コロナウイルス感染症に関わる
福岡の働く人と企業への主な支援の取組み
（令和３年１２月時点）

令 和 ３ 年 １２ 月 ２８ 日
厚生労働省福岡労働局

雇用確保の支援策①　雇用調整助成金
（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

詳しくは
福岡労働局　検索

こんなとき	支援策
・新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動が縮小 ・労働者に一時的休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った	事業主の申請に基づき、雇用調整助成金により、休業手当、教育訓練に係る賃金相当額等の一部を助成

●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年12月31日**を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置は**令和4年3月31日**まで以下の通りとなります。 NEW

支給対象となる事業主

〇以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象としています

1．新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2．最近１か月間の売上高または生産量などが**前年同月比５%以上減少**している（※）
（※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります）
3．労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象です。
学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります。（雇用調整助成金と同様に申請できます）

助成額と助成率

〇 助成額 (平均賃金額(※) × 休業手当等の支払率) × 下表の助成率(1人1日あたりの上限額は下表参照)
〇 助成率・助成上限額　※平均賃金額の算定について、小規模の事業所(概ね20人以下)は簡略化する特例措置を実施。

判定基礎期間の初日		令和3年	令和4年	
		5月～12月	1月・2月	3月
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) **11,000円**	4/5(9/10) **9,000円**
中小企業	業況特例(※1)・地域特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) **11,000円**	2/3(3/4) **9,000円**
大企業	業況特例(※1)・地域特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	

(注)括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

※1 売上高等の生産指標が最近3か月平均で前年又は前々年同期に比べ30%以上減少している全国の事業主
※2 以下を満たす飲食店や催物(イベント等)を開催する事業主等
(1)緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
(2)緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
(3)要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
(4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

雇用確保の支援策②

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

詳しくは 福岡労働局 検索

こんなとき	支援策
・新型コロナウイルス感染症の影響で休業を余儀なくされたが、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった	労働者の申請に基づき、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給

対象者	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、事業主が休業させた ①中小企業の労働者 ②大企業のシフト労働者等（※１） 　のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者 （※１）労働契約上、労働日が明確でない労働者（シフト制、日々雇用、登録型派遣） 　※雇用保険被保険者でない方も対象
対象期間	上述①の労働者　令和2年4月1日から**令和４年３月31日**まで　NEW 上述②の労働者　（1）令和2年4月1日から令和2年6月30日まで 　（2）令和3年1月8日から**令和４年３月31日**まで
支援金額の算定方法	休業前の１日当たりの平均賃金×80%（※２）　×（各月の休業期間の日数－就労等日数） （※２）上述②の労働者のうち令和2年4月1日から6月30日までの休業については60% 　１日当たりの支給額：9,900円**（令和４年1月から3月までは8,265円）**が上限（※３） 　（※3）地域特例：上限11,000円（福岡県の特例対象期間：令和3年5月1日から10月31日） <u>緊急事態宣言が発令された対象地域及びまん延防止等重点措置の対象区域において都道府県知事による要請等によるもの</u>
手続内容その他	①申請方法：郵送又はオンライン申請 （労働者本人が直接申請するほか、事業主経由での申請も可能） ②必要書類：支給申請書、支給要件確認書、本人確認書類、振込先口座確認書類、休業前及び休業中の賃金額を確認できる書類、（大企業の方のみ）シフト制、日々雇用又は登録型派遣である旨の疎明書及びその内容が確認できる書類。 ③お問い合わせ先 　厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 　電話 0120-221-276（月～金 8:30~20:00 / 土日祝 8:30~17:15）

雇用確保の支援策③
産業雇用安定助成金

詳しくは
福岡労働局 検索

こんなとき	支援策
・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、**在籍型出向**により労働者の雇用を維持する場合	**出向元**事業主の共同申請（出向先分も共に行う）に基づき、**出向運営経費**（賃金、教育訓練等に係る経費等）、**出向初期経費**（就業規則等の整備費用、備品等の初期経費等）の一部を助成

支給対象となる「出向」

① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業を一時的に縮小し、労働者の雇用維持を目的に出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主**（出向元事業主）**
② 当該労働者を受け入れる事業主**（出向先事業主）**
※**出向**の**要件**
・**出向期間終了後**は**元の事業所に戻って**働くこと
・**出向元と出向先**が、資本的・経済的・組織的関連性などからみて**独立性が認められること**(※)
（※）**令和３年8月1日から、独立性が認められない事業主間**で実施される**出向**についても、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向については**助成対象**
・出向を受け入れるために、**出向先で別の人を離職させていない**こと

助成内容

○**出向運営経費**
出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成

	中小企業(※1)	中小企業以外(※1)
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・出向先の合計）	12,000円/日	

※1 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：中小企業2/3、中小企業以外1/2

○**出向初期経費**
就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成　(※2)

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり(定額)	
加算額(※3)	各5万円/1人当たり(定額)	

※2 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は支給されません。

※3 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産量指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成金の加算を行う。

働く人への主な支援策①

詳しくは
福岡労働局　検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症の影響等で離職、休業、シフトが減少した。今後のステップアップのため、職業訓練を受講したい	各ハローワークに、新型コロナウイルス感染症の影響等で離職した方等を対象に、職業訓練の情報提供や受講あっせん等をワンストップで実施する「コロナ対応ステップアップ相談窓口」を設置。 **●「公共職業訓練」（離職者訓練）** 雇用保険を受給しながら、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講できます。 **●「求職者支援訓練」** 雇用保険を受給できない求職者の方は、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講しながら、要件を満たせば月額10万円の受講手当等の給付金を受け取ることができます。 **●「求職者支援制度」への特例措置の導入**（令和4年3月末まで） ・職業訓練受講給付金の世帯収入要件の特例措置 世帯全体の収入が２５万円以下→**４０万円以下** NEW ・職業訓練受講給付金の出席要件の緩和 全ての訓練に出席→訓練の**８割以上**に出席 ・**働きながら社内での正社員転換等やスキルアップを目指す方**も対象 雇用保険被保険者の方は対象となりません。 ※訓練の受講には各種条件があります。詳しくはお問合せください。	**●公共職業訓練** **●求職者支援訓練** **【問合せ先】** **都道府県労働局** **ハローワーク**
・新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業などに関して相談したい ＊企業、関係団体等からのご相談にも幅広く対応します	特別労働相談窓口における専門スタッフによるきめ細かな相談対応 ・賃金等労働条件に関する相談、退職、解雇・雇止め、労働条件引き下げに関する相談等	**新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口** **福岡労働局** **雇用環境・均等部　指導課** **TEL:092-411-4764** **午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）**

働く人への主な支援策②

詳しくは
福岡労働局　検索

<table>
<tr><th>こんなとき</th><th>支援策</th><th>制度・窓口など</th></tr>
<tr>
<td>・委託を受けて個人で仕事をする方で
・新型コロナウイルス感染症に対する対応で臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を行う必要がある
・新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども等小学校等を休む必要がある子どもの世話を行う必要がある</td>
<td>《支援の内容》 小学校休業等対応支援金を再開しました

令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間において NEW
1日当たり以下の金額を定額支給

<table>
<tr><th>仕事ができなかった日</th><th>金額（1日当たり定額）</th><th>申請期間</th></tr>
<tr><td>令和3年8月1日～
令和3年10月31日</td><td>6,750円</td><td>令和3年12月27日
(月)必着</td></tr>
<tr><td>令和3年11月1日～
令和3年12月31日</td><td>6,750円</td><td>令和4年2月28日
(月)必着</td></tr>
<tr><td>令和4年1月1日～
令和4年3月31日</td><td>令和4年1～2月：5,500円
令和4年3月：4,500円</td><td>令和4年5月31日
(火)必着</td></tr>
</table>
※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に住所を有する方は7,500円（定額）</td>
<td>小学校休業等対応支援金
（委託を受けて個人で仕事をする方向け）
【問合せ先】
雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
TEL:0120-60-3999
午前9時00分～午後9時00分（土、日、祝日を含む）

【申請書の提出先】
※受付：郵送のみ
学校等休業助成金・支援金受付センター
〒137-8691
新東京郵便局私書箱132号
学校等休業助成金・支援金受付センター</td>
</tr>
<tr>
<td>・新型コロナウイルス感染症に対する対応で、臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話を行うため、仕事を休まなければならない。企業に助成金を利用してもらいたい。</td>
<td>小学校休業等対応助成金『個人申請分』等の運用を再開

「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」では「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っています。

労働局からの小学校休業等対応助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合は新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより労働者（大企業に雇用される方はシフト制労働者等の方に限られます）が直接申請することが可能です。</td>
<td>小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口
福岡労働局
雇用環境・均等部　指導課
TEL:092-411-4764
午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）</td>
</tr>
</table>

働く人への主な支援策③

詳しくは
福岡労働局　検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、妊娠中の女性労働者が職場で働くことに不安を感じている ＊企業、関係団体等からのご相談にも幅広く対応します	妊娠中の女性労働者が、母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医等から指導を受けた場合は、事業主は指導に基づいて必要な措置を講じなければならない ※本措置の対象期間 令和2年5月7日～令和4年1月31日まで	**母性健康管理措置** **【問合せ先】** **福岡労働局** **雇用環境・均等部　指導課** **TEL:092-411-4894** **午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）**

労災保険給付

職場で新型コロナウイルスに感染した場合は	制度・窓口など
業務によって新型コロナウイルスに感染した場合は、**労災保険給付**の対象となります **【対象となるのは】** ・感染経路が業務によることが明らかな場合 ・感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務（※）に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合 （※）例1　複数の感染者が確認された労働環境下での業務 （※）例2　顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務 ・医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象　NEW ・症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象 詳しくは厚生労働省HPのQ＆A（項目「５労災補償」）をご覧ください▶	**労災保険給付** **・療養補償給付** **・休業補償給付** **・遺族補償給付** **【問合せ先】** **都道府県労働局** **労働基準監督署**

企業への主な支援策①（助成金）

詳しくは
福岡労働局 検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、休暇を取得させた	令和2年5月7日から令和4年１月31日までの間に ①～③全ての条件を満たした事業主 ①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、有給の休暇制度（賃金相当額の6割以上支給）を整備 ②当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知 ③当該休暇を合計して20日以上取得させた ●対象労働者１人当たり：28.5万円※１事業所当たり5人まで ※上記に加えて、上記休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を5日以上労働者に取得させた事業主に対する助成金**「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」**（15万円（1事業場につき1回限り））も設けています。	**両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）** **【問合せ先】** **都道府県労働局** **雇用環境・均等部 企画課** **TEL:092-411-4717** **午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）**
・中小企業事業主が新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者に、法定の介護休業等とは別の介護のための有給休暇制度を設け、休暇を取得させた	次の①②の条件を満たす事業主 ①新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知 ②新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を合計5日以上取得 【助成額】 ●対象労働者１人当たり 有給休暇 合計5日以上10日未満：20万円 合計10日以上：35万円 ※１中小事業主当たり1年度5人まで	**両立支援等助成金（介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」）** **【問合せ先】** **都道府県労働局** **雇用環境・均等部 企画課** **TEL:092-411-4717** **午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）**

企業への主な支援策②（助成金）

詳しくは
福岡労働局 検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた 令和３年11月末で 申請受付は終了しました	※対象となる休暇の取得期間：令和3年9月30日まで ①次のどちらも実施されていること。 （ｲ）小学校等が臨時休業等になった場合、及び子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した又はその恐れがある等の場合に、子どもの世話を行う必要がある労働者が、特別有給休暇（賃金全額支給）を取得できる制度の規定化。 （ﾛ）小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして、次のいずれかの社内周知 ・テレワーク勤務、短時間勤務制度、フレックスタイムの制度、始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）、ベビーシッター費用補助制度　等 ②労働者1人につき、①の（ｲ）に定めた特別有給休暇を4時間以上取得したこと。 ● １人あたり5万円：１事業主につき10人まで（上限50万円）	**両立支援等助成金** **（育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」）** **【問合せ先】** **都道府県労働局** **雇用環境・均等部 企画課** **TEL:092-411-4717** **午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）**
・以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、年次有給休暇とは別に有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた ・新型コロナウイルス感染症に対する対応で、臨時休業等した小学校等に通う子ども ・新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども	《助成内容》 小学校休業等対応助成金を再開しました 令和3年8月1日から**令和4年3月31日**までの間において NEW 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10 休暇取得期間 ／ 日額上限額 ／ 申請期限 令和3年8月1日～令和3年10月31日 ／ 13,500円 ／ 令和3年12月27日(月)必着 令和3年11月1日～令和3年12月31日 ／ 13,500円 ／ 令和4年2月28日(月)必着 令和4年1月1日～令和4年3月31日 ／ 令和4年1～2月：**11,000円**　令和4年3月：**9,000円** ／ 令和4年5月31日(火)必着 ※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業については15,000円（上限）	**小学校休業等対応助成金** **【問合せ先】** **雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター** **TEL:0120-60-3999** **午前9時00分～午後9時00分（土、日、祝日を含む）** **【申請書の提出先】** **本社所在地を管轄する都道府県労働局** **雇用環境・均等部（室）**

企業への主な支援策③（助成金）

詳しくは
福岡労働局　検索

<table>
<tr><th>こんなとき</th><th>支援策</th><th>制度・窓口など</th></tr>
<tr>
<td>・新型コロナウイルス感染症の影響により離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に試行的に雇用</td>
<td>「トライアル雇用制度」の対象労働者要件が緩和されました NEW
●以下の２つの要件を満たす方を一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主
①紹介日において、離職している
②紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している
<table>
<tr><th></th><th>新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース</th><th>新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース</th></tr>
<tr><td>支給額
（月額）</td><td>最大4万円
（最長3か月）</td><td>最大2.5万円
（最長3か月）</td></tr>
<tr><td>本人の希望</td><td>常用雇用
（所定労働時間:週30時間以上）</td><td>短時間労働
（所定労働時間:週20時間以上30時間未満）</td></tr>
</table>
事前にトライアル雇用求人をハローワーク等に提出し、これらの紹介により、対象者を原則３か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、助成金を受けることができます。</td>
<td>トライアル雇用助成金
（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）
【問合せ先】
都道府県労働局
ハローワーク</td>
</tr>
<tr>
<td>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、新たにテレワークの実施を検討している</td>
<td>良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援します。
※テレワークを試行的に導入している又は試行的に導入していた事業主も対象となります。 NEW
●支給対象事業主（次の①～⑤をすべて満たす事業主）
①雇用保険の適用事業主
②中小企業事業主（中小企業基本法、業種・労働者数・資本金で判断）
③新規にテレワークを導入・実施する事業主
④就業規則又は労働協約にテレワークに関する事項が未整備であること。
⑤過去に国又は地方公共団体等からテレワークの導入に関する助成金の支給を受けた事業主でないこと。
※助成金の詳細についてはお問合せください。</td>
<td>人材確保等支援助成金
（テレワークコース）
福岡労働局
雇用環境・均等部　企画課
TEL:092-411-4717
午前8時30分～午後5時15分
（土、日、祝日、年末年始を除く）</td>
</tr>
</table>

企業への主な支援策④（その他）

詳しくは
福岡労働局　検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、新たにテレワークの実施を検討している	●テレワーク相談センター テレワークに関する様々なご相談について、無料で対応しています。 ●「テレワーク総合ポータルサイト」の開設 テレワークに関連する情報を一元化して、テレワーク導入を検討する企業に、さまざまな情報を提供するため、「テレワーク総合ポータルサイト」を開設しています。	**テレワーク相談センター** **TEL:0120-861009** **午前9時00分～午後5時00分** **（土、日、祝日を除く）** **テレワーク総合ポータルサイト**
・新型コロナウイルス感染症の影響により、労働保険料を納付することが困難となった場合	事業に係る収入に相当の減少があった場合に、一定の要件に該当するときは、申請により労働保険料等の納付の猶予を受けることができます。 　すでに特例猶予の許可を受けている場合で、猶予期間内での納付が困難な場合は、猶予期間の延長が認められる場合もあります。（詳しくは相談を） ※延滞金が免除　※財産の差押えや換価が猶予	**労働保険料の納付の猶予制度** **【問合せ先】** **福岡労働局** **労働保険徴収課** **TEL:092-434-9832** **労働基準監督署** **午前8時30分～午後5時15分** **（土、日、祝日、年末年始を除く）**
・職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止したい	「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用を促進 ※基本的な対策の実施状況を点検可能	**「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」** **厚生労働省、福岡労働局のHPからダウンロード**

新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口の設置

相談内容	相談窓口	住所	電話番号
○労働条件に関する相談 （解雇・雇止め、内定取消、休業、休業手当、特別休暇等）	福岡労働局雇用環境・均等部 指導課 総合労働相談コーナー	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階	092(411)4764（直通）
	福岡中央労働基準監督署 総合労働相談コーナー	福岡市中央区長浜2-1-1 福岡中央労働基準監督署４階	092(761)5600（直通）
○雇用調整助成金に関する相談	福岡助成金センター 雇用調整助成金分室	福岡市博多区博多駅東2-14-1 スフィンクスセンタービル２階	092(402)0537（直通）
	福岡助成金センター 北九州雇用調整助成金臨時窓口	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡労働総合庁舎１階	093(616)0860（直通）
	【相談・申請受付】　ハローワーク飯塚・大牟田・久留米・小倉 【相談】　ハローワーク福岡中央・直方・田川・行橋・福岡東・八女・朝倉・福岡南・福岡西		
○求人・雇用保険等に関する相談	福岡中央公共職業安定所 特別労働相談窓口	福岡市中央区赤坂1-6-19 福岡中央公共職業安定所３階	092(712)8609（代表）
○新卒者内定取消等に関する相談	福岡新卒応援ハローワーク 特別相談窓口	福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィスビル１２階	092(714)1556（直通）
	北九州新卒応援ハローワーク（小倉） 特別相談窓口	北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル２F	093(512)0304（直通）
	北九州新卒応援ハローワーク（八幡） 特別相談窓口	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡公共職業安定所内	093(622)6690（直通）
○派遣労働者に関する相談	福岡労働局職業安定部 需給調整事業課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館１階	092(434)9711（直通）
○母性健康管理措置等に関する相談	福岡労働局雇用環境・均等部 指導課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館４階	092(411)4894（直通）
○職場における感染拡大防止に関する相談	福岡労働局労働基準部 健康課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館４階	092(411)4798（直通）
○小学校休業等対応助成金に関する相談	福岡労働局雇用環境・均等部 指導課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階	092(411)4764（直通）

職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

業務によって感染した場合、労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

■感染経路が業務によることが明らかな場合

■**感染経路が不明の場合でも、**感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合

※（例１）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
※（例２）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務

■医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

■症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

詳しくは厚生労働省ＨＰのQ&A（項目「５労災補償」）をご覧ください▶

労災保険の種類

業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。
また、**保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。**感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合、まずは労働基準監督署にご相談ください。

療養補償給付

①労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
②やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。
■給付日：休業４日目から
■給付額：休業１日あたり給付基礎日額の８割（特別支給金２割含む）
＊原則として「給付基礎日額」は発症日直前３か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

■お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（2021.12）

福岡労働局のトピックス

内容

タイトル ４（１）	「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します 令和４年１月１日スタート
内　　容	令和4年1月1日から65歳以上の労働者を対象に「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が新設されます。 従来の雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が１週間の所定労働時間20時間以上かつ31日以上の雇用見込み等の適用条件を満たす場合に適用されます。 これに対して、マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができる制度です。
担 当 者	職業安定部 職業安定課 雇用保険係　兒島・稲垣　TEL ０９２－４３４－９８０３

福岡労働局のイベント等予定

内容

タイトル ４（２）	【対面式】中小企業を対象とした合同会社説明会＜筑後地区＞（事前予約制） ～令和４年３月大学等卒業予定者等対象～
日　　時	1月28日（金）【1部】12：00～14：00【2部】15：00～17:00
場　　所	久留米シティプラザ　2F展示室（久留米市六ツ門町8-1）
内　　容	令和4年3月大学等卒業予者、3年以内既卒者、39歳までの求職者に対して、県内中小企業の採用担当者から直接説明を受ける場として、新型コロナウイルス感染対策を講じつつ開催します。参加方法等については、リーフレットのアドレスからアクセス又は運営事務局までお問い合わせください。 参加企業24社（12社×2部制）
担 当 者	職業安定部 職業安定課 佐竹・末續　TEL ０９２－４３４－９８０２

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します
2022年１月１日スタート

雇用保険マルチジョブホルダー制度とは

- 雇用保険マルチジョブホルダー制度は、**複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち２つの事業所での勤務を合計して適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができる制度**です。
- マルチ高年齢被保険者であった方が**失業した場合には、一定の要件を満たせば、高年齢求職者給付金を受給することができる**ようになります。

雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者

マルチ高年齢被保険者となるには、労働者が以下の要件をすべて満たすことが必要です。
加入後の取扱いは通常の雇用保険の被保険者と同様で、任意脱退はできません。

1　複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること

2　２つの事業所（１つの事業所における１週間の所定労働時間が５時間以上20時間未満）の労働時間を合計して１週間の所定労働時間が20時間以上であること

3　２つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること

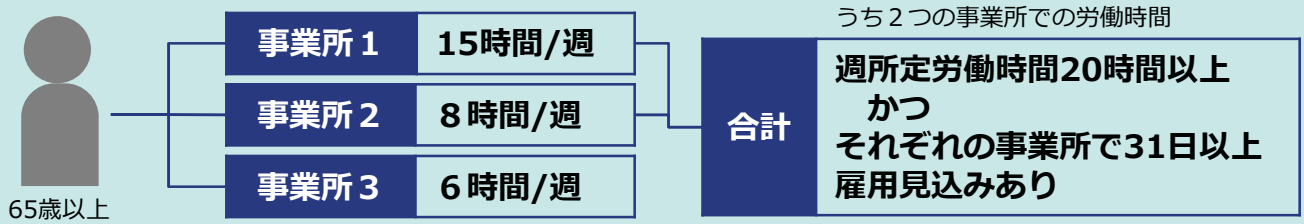

※　上記の１と２の事業所で雇用保険の適用を受けた場合、２を離職しても、１と３の労働時間が週20時間以上あるため、１と２で喪失に係る届出後、改めて１と３の雇入に係る届出が必要です。

基本的な手続の流れ

マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する本人が手続を行う必要がありますので、事業主の皆さまは、**本人からの依頼に基づき、手続に必要な証明（雇用の事実や所定労働時間など）を行ってください。**これを受けて、**本人が、適用を受ける２社の必要書類を揃えてハローワークに申し出ます。**

お願いと注意点

- マルチジョブホルダーが雇用保険の適用を受けるためには、事業主の皆さまの協力が必要不可欠です。労働者から手続に必要な証明を求められた場合は、速やかなご対応をお願いします。
- マルチジョブホルダーが申出を行ったことを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など、不利益な取扱いを行うことは法律上禁じられています。
- マルチジョブホルダーがマルチ高年齢被保険者の資格を取得した日から雇用保険料の納付義務が発生します。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください　⇒

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

LL031014保01

履歴書不要　参加無料

予約制
※予約方法は裏面

中小企業による

合同会社説明会

参　加
対象者　2022年3月大学等卒業予定者、3年以内既卒者、39歳までの求職者

開催日　2022年 1月28日（金）

開催時間　12:00 ～ 17:00（受付 11:30 ～ 16:30）
◆(1部) 12:00 ～ 14:00　◆(2部) 15:00 ～ 17:00

会　場　久留米シティプラザ 2F 展示室
（久留米市六ツ門町 8-1 2階）

参加企業　24社《12社×2部制》

定員
事前予約制
各回 50名

＊次回開催予定＊
2月（対面合説）

※この事業は「雇用保険の基本手当」の支給を受けるための求職活動として認められています。

福岡県
若者就職
支援センター

1月7日（金）予約受付開始（予定）

「セミナー・合同会社説明会情報」をご確認ください。
https://www.ssc-f.net

対面型会場での大切なお願い
新型コロナウイルス感染リスクから身近な人を守るために
1．当日は感染症対策にご協力ください（マスクの着用、検温、消毒等）
2．咳や熱などの風邪症状がある場合は入場できません
3．会場ではご自身でも密を避けた行動を心がけて
4．手指消毒やこまめな手洗いで感染対策

※携帯電話のご利用マナーにご協力ください。また、歩きスマホはご遠慮ください。※優先席付近では、混雑時には携帯電話・スマートフォンの電源をお切りください。

福岡県若者就職支援センター　TEL 092-720-8832 ／ FAX 092-725-1776
〒810-0001　福岡市中央区天神 1-4-2　エルガーラオフィス 12 階

主 催：厚生労働省福岡労働局、福岡県若者就職支援センター（公益社団法人 福岡県雇用対策協会）、福岡新卒者等人材確保推進本部
共 催：福岡県
後 援：久留米市（予定）

※本事業は、厚生労働省「若年者地域連携事業」の委託を受けて実施するものです。

予約方法 ＜参加には事前予約が必要です。＞

＊パソコン、スマートフォン、携帯電話等からお申し込みください。
＊パソコン等からのお申し込みが困難な方は、【092-720-8832】へお電話ください。
＊定員になり次第、締め切ります。

定　員
各回 50 名

1部（12:00~14:00）　2部（15:00~17:00）
※複数申込可能

開催スケジュール

1部
★企業ＰＲタイム　12:00 ～ 12:20
★企業個別説明会　12:20 ～ 14:00

2部
★企業ＰＲタイム　15:00 ～ 15:20
★企業個別説明会　15:20 ～ 17:00

予約はこちらから
https://www.ssc-f.net

※携帯電話のご利用マナーにご協力ください。また、歩きスマホはご遠慮ください。
※優先席付近では、混雑時には携帯電話・スマートフォンの電源をお切りください。

※個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報は、本合同会社説明会の運営目的のみで使用します。
2. 個人情報は、厳正な管理の下で安全に保管し、ご本人の同意なく無断で使用することはありません。
3. 個人情報は、ご本人からの削除・訂正等のお申し出に対し速やかに対処します。

会 場　久留米シティプラザ　２Ｆ展示室
（久留米市六ツ門町８－１）

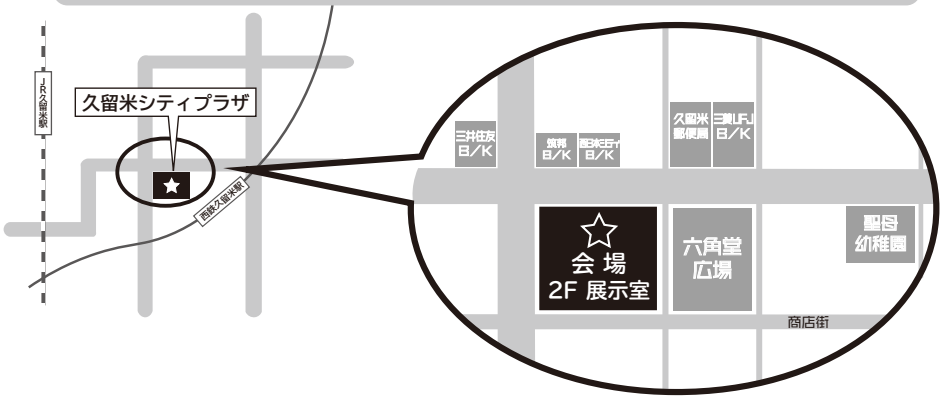

交通アクセス

●西鉄久留米駅（西口）から 徒歩約 10 分
●JR 久留米駅から　　徒歩約 20 分
※JR 久留米駅から西鉄バス利用の場合　バス停『六ツ門・シティプラザ前』より徒歩約 2 分

https://www.ssc-f.net
福岡県若者就職支援センター
〒810-0001　福岡市中央区天神 1-4-2　エルガーラオフィス 12 階
TEL 092-720-8832
FAX 092-725-1776